

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：商工費 項：商工費 目：工芸品産業振興費

## 事業名 伝統的工芸品産業支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 地域産業課 伝統産業振興係 電話番号：058-272-1111(内3786)

E-mail : c11355@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 3,800 千円 (前年度予算額： 3,800 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	3,800	0	0	0	0	0	0	0
要求額	3,800	0	0	0	0	0	0	0
決定額								

## 2 要 求 内 容

## (1) 要求の趣旨（現状と課題）

伝統的工芸品は、伝統や文化を継承し、本県のモノづくり産業の象徴的存在であるとともに、生活に豊かさや潤いを与えるものであることから、次世代に残すべき貴重な宝である。

しかし、伝統的工芸品の製造事業者は、中小零細性が強いことから、自助努力のみでの産業振興は不十分である。これに加え生活様式の変化、安価な輸入品の増加等により業界をめぐる環境が悪化し、業績の低迷、後継者確保、技術の継承等の確保といった課題が深刻化している。

## (2) 事業内容

- 伝統工芸品産業の振興・活性化を図るため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年制定：伝産法）」に基づき経済産業大臣から指定を受けた伝統的工芸品について、同事業者組合等が行う計画（国・県が認定した振興計画等）に則った事業に対し経費の一部を補助する。

- 同法の指定を受けた伝統的工芸品の後継者確保に向け、独立工房の開設に伴う道具や機械の調達に要する経費の一部を補助する。

- 伝統的工芸品の生産継続のため、分業制による製造作業の集約化及び内製化に係る設備の導入に要する経費の一部を補助する。

- 県内の学校での体験授業に必要な道具や材料の購入に必要な経費の一部を補助する。

- 生産設備の新設、増設、更新、改修及び道具類の購入に必要な経費の一部を補助する。

## &lt;補助金の概要&gt;

○補助金名：岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金

○補助対象及び補助率

補助対象：以下の事業に要する経費

	補助対象経費	補助率、限度額
1. 振興計画に則した事業への補助	① 後継者育成事業 ② 技術・技法の記録収集・保存事業 ③ 原材料確保対策事業 ④ 需要開拓事業 ⑤ 意匠開発事業	補助対象経費の1/4以内 <負担割合> 県1/4 国1/2～2/3（直接補助） 市町村・事業者1/4～1/12
2. 伝統的工芸品の後継者確保に向けた補助	工房の開設に伴う生産設備・道具の整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内 上限1,000千円
3. 伝統的工芸品の生産継続ための補助	分業制による製造作業の集約化及び内製化に係る生産設備・道具の整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内 上限1,000千円
4. 伝統的工芸品の認知度向上に向けた補助	県内の学校に向けた体験授業を行うために必要な道具や材料の購入に要する経費	補助対象経費の1/3以内 上限500千円 下限30千円
5. 伝統工芸品道具購入への補助	生産設備の新設、増設、更新、改修及び道具類の購入に要する経費	補助対象経費の1/3以内 上限500千円 下限30千円

### （3）県負担・補助率の考え方

上記のとおり

### （4）類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,800	
合計	3,800	

### 決定額の考え方

--

## 4 参考事項

### （1）各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

[3]地域にあふれる魅力と活力づくり

（1）地域の魅力の創造・伝承・発信

⑤「『清流の国ぎふ』ブランド」づくり

### （2）国・他県の状況

振興計画に則った事業に対する補助は、同一事業に対して国が1／2～2／3の補助を実施。（国直接補助）

# 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## (事業内容)

補助事業名	伝統的工芸品産業支援補助金
補助事業者（団体）	国が指定する伝統的工芸品の指定組合及び組合の構成員等又は県が指定する郷土工芸品の指定組合及び組合の構成員等  (理由) 各事業者等の大半が中小零細であり、後継者育成や需要開拓に取り組むことは大きな負担を伴うため。
補助事業の概要	(目的) 伝統的工芸品産業の振興、発展と保護を図る。 (内容) ①伝統的工芸品事業者組合等が行う計画（国・県が認定した振興計画等）に則った事業に対し経費の一部を補助する。 ②伝統的工芸品の後継者を確保するため、独立工房の開設に伴う道具や機械の調達に要する経費の一部を補助する。 ③伝統的工芸品の生産継続のため、分業制による製造作業の集約化及び内製化に係る設備の導入に要する経費の一部を補助する。 ④県内の学校での体験授業に必要な道具や材料の購入に必要な経費の一部を補助する。 ⑤生産設備の新設、増設、更新、改修及び道具類の購入に必要な経費の一部を補助する。
補助率・補助単価等	定率 (内容) ①補助対象経費の1/4以内 ②1/2以内 ③1/2以内 ④1/3以内 ⑤1/3以内  (理由) 国負担割合を踏まえるとともに、補助事業者に一定割合の負担を求めるため
補助効果	伝統的工芸品産業の振興、発展と保護
終期の設定	終期〇〇年度 (理由) 「次年度の方向性」参照

## (事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか 地域ブランドの育成や県産品の市場の拡大を図り、ふるさと岐阜県の資源を活かした活力づくりを目指す。
---

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R )	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R )	達成率
①補助件数	3	3	8	8	8	38%

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	4,520	2,136	893

(これまでの取組内容と成果)

令和 4 年 度	<input type="checkbox"/> 美濃手すき和紙協同組合（振興計画R2～R6） 採択なし（新型コロナウイルスの影響により中止）
	<input type="checkbox"/> 岐阜提灯協同組合（振興計画H30～R4） 採択なし
令和 5 年 度	<input type="checkbox"/> 工房設置 2件採択
	<input type="checkbox"/> 後継者育成支援事業 1件採択
令和 5 年 度	指標① 目標： 8 実績： 3 達成率： 37.5 %
	<input type="checkbox"/> 美濃手すき和紙協同組合（振興計画R2～R6） 採択なし
令和 5 年 度	<input type="checkbox"/> 岐阜提灯協同組合（振興計画R5～R9） 採択なし
	<input type="checkbox"/> 一般社団法人岐阜和傘協会（振興計画R5～R9） 従事者後継者育成事業、原材料確保対策事業
令和 6 年 度	<input type="checkbox"/> 工房設置 2件採択
	指標① 目標： 8 実績： 3 達成率： 37.5 %
令和 6 年 度	<input type="checkbox"/> 美濃手すき和紙協同組合（振興計画R2～R6） 需要開拓事業
	<input type="checkbox"/> 岐阜提灯協同組合（振興計画R5～R9） 採択なし
令和 6 年 度	<input type="checkbox"/> 一般社団法人岐阜和傘協会（振興計画R5～R9） 従事者後継者育成事業、原材料確保対策事業、技術・技法の記録収集・保存事業
	<input type="checkbox"/> 生産道具等整備 1件採択
	指標① 目標： 8 実績： 3 達成率： 37.5 %

(事業の評価)

- 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	伝統的工芸品産地組合の各事業者は大半が中小零細であり、財政基盤がぜい弱であり、継続した業界支援が必要である。
- 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 3	各産地では、本事業を活用することで、後継者育成や需要開拓等を効果的に推進することが出来ており、有効である。
- 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく振興計画（5か年計画）策定及び補助申請時に事業内容を精査している。

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

人々の生活スタイルや嗜好の変化に伴い、本県の伝統的工芸品の需要は著しく縮小している。また、職人の高齢化等の理由による後継者不足問題への対応が急務となっている。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

伝統的工芸品は、現在のモノづくり産業の原点であるとともに、本県の伝統や文化を他県や外国へアピールする象徴であり、失ってはならない本県の貴重な宝であるため、後継者育成や需要開拓等に係る支援が必要であることから、事業を継続し、終期到来時の情勢等を踏まえ、継続または廃止等を検討する。